

唐代均田法施行の意義について

鈴木, 俊

<https://doi.org/10.15017/2335379>

出版情報 : 史淵. 50, pp.117-126, 1951-12-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

唐代均田法施行の意義について

鈴木俊

私は嘗て燉煌發見の戸籍を基礎として唐の均田法を考察し、それは有名無實な骨披法案で、強いてその意義を求めれば、單なる土地所有制策に過ぎないと論じたことがある。^{註一}しかし當時私は聊か均田法施行の實狀究明を急ぎ過ぎたので、この意見は唐の均田法を全く無意義な存在としてその法的價値を認めず、施行の意義も全然なかつたような觀を人々に與えたのであつた。勿論、私は唐の均田法の法的價値を全然否定し、それが施行の意義なしとする者ではない。いうまでもなく均田法施行の大きな目的は、國家が最高の地主として、その土地を一般農民に分給し、その代價として地代たる租庸調を彼等から徴收し、これによつて國家財政の基礎を安定するにある。この場合、一般農民に對する土地の分給が規定通り行われているかどうか問題で、それに重點を置いて唐の均田法を考察したのが私の舊稿である。しかしこれのみでは、均田法施行の意義を明かにするに十分でない。そこで以下聊か別箇の點から唐の均田法を考再し、舊稿の補正を試みたいと思ふのである。

さて、唐は高祖が軍を太原に起して長安に入るや法二十條を約し、その即位するに及び、隋の開皇律令にもとずいて新格五十三條を頒ち、ついで開皇律令や新格五十三條によつて律十二卷、令三十一卷から成る新律令を制定し、武德七年（六二四）四月これを頒行した。これは唐第一次の律令制定で、唐が初めて均田法を公布したのはこの新律令制定の時であるといわれている。^{註二}確かに唐の均田法が初めて制定されたのはこの時であると考えられるが、しかし隋が亡びてから武德七

年に至るまで、均田の制度がどうなつていたかについては一應考慮する必要がある。さきの新格五十三條は唐の建國の際の暫定處置で、恐らくそれには均田法やそれと關係ある租庸調の條項がなかつたと想像されるが、通典卷六食貨六賦稅下大唐の條には武德二年の制として「每一丁租二石」ということが見え、唐會要卷八租稅上には同年二月十四日の制として更に詳しく「每丁租二石、絹二丈、註五綿三兩、自茲以外、不得橫調斂」とあり、また冊府元龜卷四邦計部、戶籍の條は「百姓年五十者、皆免課役」という同年十二月七日の勅を傳えている。これらを武德七年の賦役令の規定と比較するに、租二石は「每丁歲入租粟二石」、絹二丈、綿三兩は「調則隨鄉土所產、綾絹絕各二丈……輸綾絹絕者、兼調綿三兩」と合致し、また五十にして課役を免すは戶令の「六十課役俱免」とゞ年齡を異にしているだけで、こゝにいう役は賦役令にいうところと同じく租庸調（庸）に當るものである。従つて唐が初めて定めた武德二年の租稅制度は、同七年の賦役令にいうところと同じく租庸調の三者であつたのである。さればこそ通典卷六食貨六賦稅下大唐の條では「開元」二十五年定令、諸課戶一丁租調、准武德二年之制」と述べ、新唐書卷一高祖本紀、武德二年二月の條には「初定租庸調」としている。

處で、租庸調の制度は均田法を前提條件とし、それと密接な關係があるものであるから、武德二年に租庸調の制を定めたことは、それが均田法と無關係であつたとは考えられない。恐らく武德二年の租庸調制定の背後には隋の均田法があつたと想像するのである。群雄割據の混亂期たる唐初において、唐は未だ土地制度に手をつける十分の餘裕もなかつたらうし、またそれを行つた形跡もなく、そこで土地制度については隋代の均田法をそのままに放置し、たゞ國家財政の關係上、武德二年に租庸調についての暫定處置を定めたのであらう。隋の均田法については、隋の高祖文帝が均田の制を定めた際、狹郷で每丁の田が纔か二十畝に過ぎなかつたというから、註四當時においても規定通りに土地が授けられ、收授が完全に行われていた譯ではない。このような隋代の形勢を承け、唐は初め隋の均田法をそのままに放置していたが、やがて武德七年新律令を發令し、こゝに始めて唐朝制定の均田法を行うことゝなつた。しかしこの際においても、唐は土地の調査

などの準備工作は行つていないし、また均田法を規定通りに勵行しようとする積極的態度も示していない。たゞ資治通鑑
卷九唐紀、武徳四年九月の條によれば、「己卯詔、括天下戶口」ということが見えてをり、これはあるいは均田租庸調制
施行の準備に係るものとも考えられるが、記述が餘りに簡略であり、またこの記事が如何なる材料に據つたかも明瞭
でないので、これをもつて確實な證據とはしえない。

嘗て私は則天武后頃から大曆四載（七六九）までの熾煌發見の唐代の戶籍に見える田額を檢討したことがある。^{註1}即ち戶
籍には均田法の規定によつて農民が受ける筈の合應受田額、實際に支給された形になつている既受田額、合應受田額から
既受田額を引いた未受田額および永業田、口分田乃至は勳田、買田等の別が記されているが、このような各戸の土地所有
關係を戶籍に記載するに當り、まづ實際の所有地たる既受田を規定の範圍内で永業田として記し、それと共に既受田のう
ちに居住園宅地、買田等があればそれを掲げ、それ以外になお實際に所有する田地があればそれを口分田としたと述べ、
これによつて唐代の均田法では規定通りに土地の收授が行われた譯ではなく、要するに戶籍に見えるところは均田法の條
文を反映させたに過ぎないとしたのである。こういう事實は決して則天武后の頃から始つた譯ではなく、隋代の形勢を承
けてそれに殆んど手を加えなかつたらしい武徳七年の均田法施行の當時においても同様であつたらうと思われる。勿論こ
れは大體の形勢についてであつて、時に土地の還公が行われた形跡も戶籍に見えてをり、^{註2}また給田の事實が全然なかつた
というのではない。しかしこれは一時的あるいは特殊な現象であつて、戶籍に見える還公、退田についても、それが均田
の規定によつて公收された土地であるかどうかには問題がある。^{註3}給田については、唐初に隋末の争亂によつて生じた無主
荒閑の土地や官に沒收した土地を流民や貧窮農民の一部に分給したことは勿論あつたであらう。また冊府元龜^{卷五}邦計部、
俸祿の條によれば、太宗の貞觀十年（六三六）職田を廢して逃還の貧下戸に給したとあり、同書^{卷一}帝王部、惠民の條
に、貞觀十五年三月襄陽宮を罷めて百姓に分與したとあるのは土地を農民に分與したものらしく、高宗の永徽二年（六五

一）八月には玉華殿を廢した際、苑内および諸曹司がもと百姓の田宅であつたのでこれを本主に還えし、また同州の吉泉牧地を貧民に分給したとあり、同書^{卷四}邦計部、河渠の條には、裴行方が永徽年間に稻田數千頃を開いて百姓に給したと見え、舊唐書^{卷八}玄宗本紀上には、開元十年（七二二）正月内外官の職田を收めて逃還の貧下戸等に給したとあり、冊府元龜^{卷一}帝王部、惠民、同書^{卷三〇}邦計部、屯田の條には、同二十五年四月秦州の牧地や一部の屯田を逃還の貧下戸に分給する詔が見え、舊唐書^{卷九}玄宗本紀下には翌年正月京兆府新開の稻田を貧人に散給したとあり、更に唐會要^{卷九}内外官職田の條には、京兆府にあつたものと職田を京畿の百姓に支給せよという勅が見えてゐる。^{註九}これらは勿論丁男百畝というような規定通りのものではなく、しかも特殊な範圍、一小部分に限られたものである。

以上述べたところによつて、唐代の均田法は農民の實際に所有する土地にたゞ均田の條文をあてはめたただけのことで、それが大體の形勢であることを知りえよう。處で、貞觀十八年二月、太宗が靈口^{註十}を幸し、その地の受田狀況を尋ねたところ、一丁僅かに三十畝であつたということが傳えられてゐる。資治通鑑^{卷一}の胡三省の注によれば、靈口は京兆府の地名としてゐるから、勿論それは狹郷に屬するものであらう。これはさきの隋書食貨志にいう狹郷每丁の田二十畝とあるのと大差ない狀況を示している。この二十畝、三十畝というのは狹郷であるとはいへ、均田法にいう規定の受田額よりは尠ない。しかし二十畝はわが一町步餘、三十畝はわが一町五段步以上に當るのであるから、今日より生産の低かつた隋唐時代においても、丁男一人の所有田地としては、到底生活できない僅少なものとは考えられない。唐代の一户平均の土地所有額について、通典^{卷二}食貨二田制下大唐の條に玄宗天寶年間^註の應受田額を一千四百三十萬三千八百六十二頃十三畝とし、それを天寶十四載の戸數八百九十萬餘から計算して應受田の一户平均額を一頃六十餘畝、即ち百六十餘畝を注し、また同書^{卷六}食貨六賦稅下大唐の條には、天寶中の地稅計算を西漢の一户平均の墾田七十畝に準じたと注記してゐる。これは聊か机上の計算の觀があるが、燉煌戶籍について見るに、餘り出鱈目な計算ではなさそうである。現在燉煌戶籍の最も數多く紹

介されているのは天寶六載のものであり、その中の餘りに殘闕の甚だしいものを除けば、私の知る限りでは十九戸ある。^{註11}
 この中から全家没落の陰襲祖、劉感得および關脫甚だしく田額計算の不可能な曹懷瑀^{註12}の三戸を除いた十六戸の應受田、既受田の額は次の如くである。

戸主名	應受田額 (勸田 職分 田を除けば)	既受田額
□ □ 明	三三三 (一三三)	三九
卑 德 意	一六二 (一〇二)	四三
鄭 恩 養	二三四 (一三四)	一〇一
曹 思 礼	三二四 (一三四)	六二 ^{註13}
劉 知 新	一六三 (一六三)	六八
陰 承 光	二六二 (二六二)	四九
徐 庭 芝	一一二 (一一二)	三〇
程 思 楚	三六五 (三〇五)	七九
程 什 住	一五五 (一五五)	六四
程 仁 貞	五三 (五三)	三一
程 大 忠	三二〇 (一〇四)	八二
程 大 慶	一六三 (一〇三)	六八
程 智 意	一八六 (一〇六)	九二
令 狐 仙 尙	五一 (五一)	八

杜 懷 一 奉

三四二四（三六四）

七八卷

戸 主 不 明

一八四（一八四）

四〇

計

一二〇六五（二六六五）

九三四

（單位畝）

このような燉煌という僻遠な一地方の、しかも僅かな戸籍によつて全體を推論するのは甚だ危険な方法といわざるをえないが、現在の限られた乏しい材料の範圍では、また一應は許されうるものと思うから、これをもつて推論を進めることゝしよう。右表の應受田額から計算すると、その一戸平均は七五四畝強となり、これは通典の一六〇餘畝より甚だ過大となるが、勳官の濫授と曹思礼の戸で隊副の職分田を計算していないことなどから考え、勳田、職分田を除いて計算すれば、一戸平均が一六六畝強となつて大體通典のいうところと一致する。また實際の土地所有額である既受田の一戸平均は五八畝強となり、通典にいう七十畝より稍々下廻るが、これは比較的下層の農民だけの僅か十六戸だけの平均額であるから、通典の數字に對して著しい矛盾があるとも考えられない。従つて天寶時代の一戸平均の應受田額は略々一六〇畝、實際の土地所有額は大體六、七十畝位と見て大過なさそうである。唐初の應受田額と既受田額との關係は明かでないが、當時の戸口の激減は戸口調査の不十分によるのであつて、唐初には戸口が減少して土地に餘りがあり、ために給田が規定通りに行われたとは信じえない。勿論、部分的には相當の變化があつたであろうが、恐らく唐初においても應受田額と既受田額との一戸平均は、天寶時代に比してそれほど著しい變化はなかつたと思ふのである。

從來、私は既受田額が應受田額に比して遙かに尠ないことを給田の不足とし、それをもつて唐の均田法を論じ、その施行の實狀を考えたのであつた。一般農民に對する既受田額が應受田額より尠ないことは、均田法の條文の法規的解釋からすれば、收授の如きは殆んどありえず、規定通りの均田法の施行は全く不可能とせざるをえない。しかし均田法の規定に

いう一丁の受田額百畝は儒家の理想であり、一丁の耕作しうる理想的最高限であるらしく、七卷通典食貨七歷代盛衰戸口、大唐の條に見える宇文融の上官に、十丁に一頃（百畝）の公田を給して營種させ、毎丁一月に役功三日とすれば、十丁一年に三百六十日となるとあり、即ちこれは一丁だけに百畝を耕作させるのと同じ計算になつてゐる。百畝といへば、わが五町五段餘に當り、今日より如何に農業生産が低かつた唐代にしても相當の面積である。嘗て私は唐の均田法について「單なる土地所有制限策に外ならず」と述べ、社會の實狀と遊離した形式的存在であると極論したことがあるが、これは甚だ行き過ぎた議論といわざるをえない。嘗て金井之忠氏も論ぜられたことがあるが、土地所有制限策こそ唐の均田法の一つの重要な意義で、官人永業田の場合と同じく、百畝は實に一丁の土地所有の最高額を規定した限田に外ならない。従つて唐が均田法において一丁百畝を規定したのは、それ以上の土地占有を抑えるのが主眼であり、そして百畝の土地を支給するという名義の下に農民を土地に縛りつけ、彼等の土地所有額が應受田額より尠ないといふことは何等問題でなく、たと規定の租庸調を徴收し、雜徭を課すれば宣しいのである。既に引いた唐會要の武徳二年の租調の制についての書きぶりから見れば、それは無理な課税ではなかつたらしく、従つて給田百畝は土地所有額の最高限を規定し、租庸調は一般農民の擔稅能力を考え、一定限度にとどめて定めたものと見るべきである。それ故唐は別に苦心して規定通り一丁に百畝の土地を支給する必要もなければ、またそういう責任を持つとすることもでもない。杜佑が天寶時代の應受田額と既受田額とのちがひについて何等述べるところなく、あだかもそれが當り前のような書き方をしているのは、一面右に述べた事情を示すものであらう。また事實、唐代の六、七十畝はわが三、四町歩に當り、若しこの平均額前後の土地をもちうるならば、甚だしい水旱蟲霜の害や戰亂等がなく、租稅も規定通りで特に激しい搾取がない限り、農民の生活は樂でないとしても一應の安定が見られる筈である。貞觀年間の三十畝というのは、狹郷においての一丁に對してのことであるから、それほど惡條件とはいえず、この場合の給田の不足といふことはさして問題とする必要はない。太宗が一丁の受田三十畝に對

し、「遂夜分而寢、憂其不給」であつたというのは、均田法の本質を考えず、徳高き中國の帝王として、また儒家の理想的な立場からそう思つただけのことであろう。勿論、何時の世とて、水旱蟲霜、戰亂等の害なく、租税が規定通りで、外に特別の擄取がないというようなことは望むべくもないが、唐初には國家創立期の爲政者の努力もあり、農民にとつての經濟的な惡條件も割合に尠なかつたらしいので、かくして太宗時代にはいわゆる貞觀の治という盛世を現出した。然るにかゝる農村社會の安定も、次の高宗の末年に近づくにつれて次第に崩れ、政治的、經濟的惡條件が増加し、一般農民は生活窮乏してその土地を典賣し、他郷に流亡したり、莊園に流れ込む者が多くなつた。思えば太宗時代の一丁三十畝というのは誠に有り難い御世で、則天武后時代の狄仁傑の上疏によれば、江西省の彭澤における農民一戸の田は十畝、五畝に過ぎないと見えている。^註このような實例は燉煌戶籍の中においても多數に認められる。これらの戸は一戸平均の既受田六、七十畝の最低の戸で、あなたがち土地を賣却した譯でもなく、また唐初からもこのような既受田の尠ない戸はあつたであろうが、そういう戸が増大してきたということは確に社會問題である。十畝前後の土地所有ではわが國でもいわゆる五段百姓で、それが五畝前後では全くの飢餓線にあつて流亡は時の問題である。かくて天寶六載の戶籍には全家没落の例が二戸見えている。給田の不足として問題となるのはかゝる場合についてであつて、既受田額が應受田額よりも尠ないという、規定の上における給田の不足は、限田を主要な目的とする均田法にとつては殆んど問題とするに足らないのである。

さて、漢の限田、晋の占田および北魏以來の均田を通じて強く認められる考は限田で、唐の均田法における官人永業田の規定はそれと示すものであるが、丁男百畝の内容もまた同様で、それが實際に百畝の給田をしようとするものでないことは、以上述べたところによつてその大體を知りえたであらう。そして唐の均田法の限田的性質は、官人永業田や丁男百畝の給田という土地所有の最高限度を示した規定や右に論じた事實によつて知られるが、それが運用の規定がなくてはならない筈である。通典^卷二食貨二田制大唐の條に見える開元二十五年の田令に「先永業者、通充口分之數」とあるのは、

永業田二十畝、口分田八十畝を新たに受けるべき子にして、元來、亡父の永業田がある場合、規定超過の永業田を口分田として通算し、また永業田二十畝、口分田八十畝をもつ者が老となり、あるいは篤疾、廢疾となつた時、收公した残りの口分田四十畝には永業田が口分田として通算されると解され、それは他の口分田通算の場合にも適用されるものである。^{註17}この永業田を口分田として通算する場合の規定こそ、限度以上の土地の占有を防ぐ有力なものであつたのである。但しこれが實際に運用されたかどうかは問題で、大曆四載（七六九）の戸主索思礼の戸の口分田の過大は、恐らく回收が規定通りに行われていなかつたことを示すものであろう。なおこの開元二十五年令の規定に類似したものは北魏令にも見えてをり、またこれに關連して種々の問題もあるが、既に豫定の紙數にも達したから、それらは他日の機會に譲ることゝしよう。

以上は施行の實狀の上から、いわゆる給田の不足という語の意義を考察し、唐の均田法の限田的性質について述べ、嘗ての私の舊稿に對する補正を試みたのであるが、この限田と連關して次に唐の國家成立の過程と唐朝と豪族との關係を考察する必要がある。これについては近いうちに改めてまた所見を發表したいと思つてゐる。

註 1 拙稿「唐の均田制と租庸調制との關係に就いて」（東亞八ノ四）、「嫩煌發見唐代戶籍と均田制」（史學雜誌四七ノ七）。

2 玉井是博氏「唐時代の土地問題管見」（支那社會經濟史研究所收）。

3 冊府元龜卷四八七邦計部賦稅條およびそれに據つたらしい文獻通考卷二歷代田賦之制の條に二疋とあるのは、武德七年の賦役令から考えて二丈の誤りであらう。

4 隋書卷二四食貨志。

5 仁伊田陞氏「唐宋法律文書の研究」第十五章戶籍 第六節戶籍に見える給田制の條參看。

6 金井之忠氏「唐均田論」（文化一〇ノ五）。

- 7 册府元龜卷一四帝王部都邑の條にも見ゆ。
 - 8 册府元龜一〇五帝王部惠民、同卷五〇六邦計部俸祿の條にも見ゆ。
 - 9 册府元龜卷五〇六邦計部俸祿の條にも見ゆ。
 - 10 册府元龜卷一〇五帝王部惠民、同卷一一三帝王部巡幸の條。同卷四二帝王部仁慈の條は靈口を壺口とし、資治通鑑卷一九七は靈口としている。
 - 11 玉井是博氏「敦煌戶籍殘簡について」(東洋學報一六ノ二)。「再び敦煌戶籍殘卷について」(同上二四ノ四)、那波利貞氏「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戶數と口數との關係につきて」(歴史と地理三三ノ一・二・三・四)、仁井田陞氏「唐宋法律文書の研究」。
 - 12 前掲拙稿「敦煌發見唐代戶籍と均田制」、玉井氏「再び敦煌戶籍殘卷について」參看。
 - 13 戶籍には應受田額が三六四畝とあるが、それは隊副の職分田(八〇畝)を計算に入れず、また死亡丁男一(二〇〇畝)、死亡寡一(三〇畝)を計算に入れて考えると考えられるから、正しくは三一四畝とあるべきである。
 - 14 戶籍には應受田額が三三二五畝とあるが、計算に誤りがあり、三三四二四畝とすべきである。前掲拙稿「敦煌發見唐代戶籍と均田制」參看。
 - 15 「唐均田論」(文化一〇ノ五)。
 - 16 全唐文卷一六九「乞免民租疏」。
 - 17 拙稿「唐の均田法と唐令との關係に就いて」(東亞七ノ四)、仁井田氏「唐宋法律文書の研究」第十五章戶籍、第六節戶籍に見える給田制の條。
 - 18 沙州文錄補所收。
- (以上は昭和二十六年度文部省科學研究費による「唐宋時代農業農民史の研究」の一部である。)